

(新)

別紙様式第2-1

貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る
海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

特約コード: _____ 部門名: _____
申請・届出者住所: _____ (〒 _____)
申請・届出者: _____
代 表 者: _____
担 当 部 署: _____
担 当 者: _____
電 話 番 号: _____
F A X 番 号: _____
印

1. 貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る海外商社の(登録・支払限度額設定)の申請・届出
貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則第1条、第3条及び第4条の規定に基づき、〔別紙〕のと
おり、貿易一般保険包括保険(企業総合)(以下「企業総合保険」という。)に係る海外商社の(登録・支払
限度額設定)を申請・届出します。

2. 重要事項説明書確認・了解の告知【この欄は、特約締結又は更新する場合に記載してください。】
「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ(<http://www.nexi.go.jp>)からダウ
ンロードして、その内容を確認・了解した。

はい・いいえ (いずれかに○印を付けてください。)

〔注 意 事 項〕

企業総合保険においては、保険申込みの前に輸出契約等の相手方(以下「バイヤー」という。)が「海外
商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に規定する海外商社名簿(以下「海外商
社名簿」という。)に登録(以下「名簿登録」という。)されているだけでなく、企業総合保険の特約書締結
者(特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合は特約コード)ごとに当該バイヤー
が登録(以下「企総登録」という。)されていることが必要です。

「企総登録」とは、バイヤーごとに、参照番号・コード・名称・住所・格付・信用危険保険金支払限度額(以
下「支払限度額」という。)・子会社等の別を、特約書締結者(特約コード)ごとに登録したものです。

したがって、特約書締結者は保険申込みの前にこれら登録等の手続きを完了しておくことが必要です。
また、格付変更により支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合
を含む。)が必要となる場合にも、この書類による申請・届出が必要です。ただし、「企総登録」されている
バイヤーの名称又は住所の変更を行うときは、この書類によらず、「海外商社名簿及び与信枠関係手続
細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第4条の規定に従って手続きを行ってください。

(旧)

別紙様式第2-1

貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る
海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

特約コード: _____ 部門名: _____
申請・届出者住所: _____ (〒 _____)
申請・届出者: _____
代 表 者: _____
担 当 部 署: _____
担 当 者: _____
電 話 番 号: _____
F A X 番 号: _____
印

1. 貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る海外商社の(登録・支払限度額設定)の申請・届出
貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則第1条、第3条及び第4条の規定に基づき、〔別紙〕のと
おり、貿易一般保険包括保険(企業総合)(以下「企業総合保険」という。)に係る海外商社の(登録・支払
限度額設定)を申請・届出します。

2. 重要事項説明書確認・了解の告知【この欄は、特約締結又は更新する場合に記載してください。】
「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ(<http://www.nexi.go.jp>)からダウ
ンロードして、その内容を確認・了解した。

はい・いいえ (いずれかに○印を付けてください。)

〔注 意 事 項〕

企業総合保険においては、保険申込みの前に輸出契約等の相手方(以下「バイヤー」という。)が「海外
商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に規定する海外商社名簿(以下「海外商
社名簿」という。)に登録(以下「名簿登録」という。)されているだけでなく、企業総合保険の特約書締結
者(特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合は特約コード)ごとに当該バイヤー
が登録(以下「企総登録」という。)されていることが必要です。

「企総登録」とは、バイヤーごとに、参照番号・コード・名称・住所・格付・信用危険保険金支払限度額(以
下「支払限度額」という。)・子会社等の別を、特約書締結者(特約コード)ごとに登録したものです。

したがって、特約書締結者は保険申込みの前にこれら登録等の手続きを完了しておくことが必要です。
また、格付変更により支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合
を含む。)が必要となる場合にも、この書類による申請・届出が必要です。ただし、「企総登録」されている
バイヤーの名称又は住所の変更を行うときは、この書類によらず、「海外商社名簿及び与信枠関係手続
細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第4条の規定に従って手続きを行ってください。

(新)

1 この書類は、1通作成し次の時期に提出してください。

- ① 特約書の更新時に、企総登録済のバイヤーについて、支払限度額を設定しようとする場合は、原則として、特約書更新日の1月前まで。
- ② 特約期間の途中で、バイヤーを企総登録しようとする場合は、原則として、保険申込み予定日の15日前まで。ただし、バイヤーにつき支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を除く。)をしようとする場合(④に該当する場合を除く。)には、原則として、保険申込み予定日の30日前まで。
- ③ 特約期間の途中で、企総登録済のバイヤーにつき貿易一般保険運用規程第61条第2項ただし書きにより支払限度額の変更の設定を要する場合は、原則として、保険申込み予定日の30日前まで。
- ④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により、支払限度額を設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)する格付に変更された場合(たとえば、格付がPU格からEF格に変更された場合等)は遅滞なく。

2 この書類により申請・届出されたものについては、これを審査し登録・支払限度額の設定などの処理を行った後、申請・届出ごとに各バイヤーに係る参照番号・国及びバイヤーコード・名称・格付・支払限度額などを通知します。

3 この書類により申請・届出をしようとするときは、当該バイヤーが既に企総登録されていないことを十分に確認してから申請・届出を行ってください。

(旧)

1 この書類は、1通作成し次の時期に提出してください。

- ① 特約書の更新時に、企総登録済のバイヤーについて、支払限度額を設定しようとする場合は、原則として、特約書更新日の1月前まで。
- ② 特約期間の途中で、バイヤーを企総登録しようとする場合は、原則として、保険申込み予定日の15日前まで。ただし、バイヤーにつき支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を除く。)をしようとする場合(④に該当する場合を除く。)には、原則として、保険申込み予定日の30日前まで。
- ③ 特約期間の途中で、企総登録済のバイヤーにつき貿易一般保険運用規程第61条第2項ただし書きにより支払限度額の変更の設定を要する場合は、原則として、保険申込み予定日の30日前まで。
- ④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により、支払限度額を設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)する格付に変更された場合(たとえば、格付がPU格からEF格に変更された場合等)は遅滞なく。

2 この書類により申請・届出されたものについては、これを審査し登録・支払限度額の設定などの処理を行った後、申請・届出ごとに各バイヤーに係る参照番号・国及びバイヤーコード・名称・格付・支払限度額などを通知します。

3 この書類により申請・届出をしようとするときは、当該バイヤーが既に企総登録されていないことを十分に確認してから申請・届出を行ってください。

(新)

[記入要領]

- 1 申請日、申請・届出者に関する箇所はもれなく記載し、必ず押印してください。
- 2 申請・届出区分[A・B]の欄は、申請・届出するバイヤーを次の2つに区分して別々に作成し、A、Bのどちらかの記号に○印を付してください。
A <支払限度額などの設定を必要とする場合>
① 企総登録申請時の格付がEE格、EA格、EM格、EF格、SA格の場合
② 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により①に掲げるものに変更(特約期間中のEM格又はEF格からEE格又はEA格への格付変更を除く。)されたときの支払限度額設定申請の場合
B <支払限度額などの設定を必要としない場合>
Aに該当しない場合
- 3 部門名の欄は、特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合、その部門名を記載してください。
- 4 参照番号は、企総登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、特約書締結者(特約コード)ごとに通し番号を付与したものです。
参照番号の欄には、この書類により行う申請・届出に係るバイヤーに付与されている参照番号を記入してください。なお、特約期間中にバイヤーの企総登録をしようとする場合など、参照番号が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。
- 5 バイヤーに係る箇所(国コード・バイヤーコード・格付・社名又は名称・住所)は、国コードから順にもれなく記載してください。
① 国コード及びバイヤーコード
海外商社名簿に記載されているコードを必ず記入してください。
② 格付
申請・届出時点の格付を記入してください。

(旧)

[記入要領]

- 1 申請日、申請・届出者に関する箇所はもれなく記載し、必ず押印してください。
- 2 申請・届出区分[A・B]の欄は、申請・届出するバイヤーを次の2つに区分して別々に作成し、A、Bのどちらかの記号に○印を付してください。
A <支払限度額などの設定を必要とする場合>
① 企総登録申請時の格付がEE格、EA格、EM格、EF格、SA格の場合
② 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により①に掲げるものに変更(特約期間中のEM格又はEF格からEE格又はEA格への格付変更を除く。)されたときの支払限度額設定申請の場合
B <支払限度額などの設定を必要としない場合>
Aに該当しない場合
- 3 部門名の欄は、特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合、その部門名を記載してください。
- 4 参照番号は、企総登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、特約書締結者(特約コード)ごとに通し番号を付与したものです。
参照番号の欄には、この書類により行う申請・届出に係るバイヤーに付与されている参照番号を記入してください。なお、特約期間中にバイヤーの企総登録をしようとする場合など、参照番号が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。
- 5 バイヤーに係る箇所(国コード・バイヤーコード・格付・社名又は名称・住所)は、国コードから順にもれなく記載してください。
① 国コード及びバイヤーコード
海外商社名簿に記載されているコードを必ず記入してください。
② 格付
申請・届出時点の格付を記入してください。

6 輸出実績額の欄は、貿易一般保険運用規程第60条第2項各号の規定に基づき、算出した輸出実績額を記載してください。

(注) ・金額は千円未満を切り捨て、千円単位で記載してください。
・輸出実績額が外貨建ての場合には、貿易一般保険約款に定められた換算率により円建てに換算してください。

7 主な取引条件・平均ユーザンスの欄には、ILC、D/P、D/A等の決済条件の別及び貿易一般保険運用規程第60条第2項に定める[算式: 暫定限度額の算定](注)1. に定める方法により算出した平均ユーザンスを記載してください。

[参考]平均ユーザンスの算定式

$$[(\text{個々の輸出契約等に係る取引額} \times \text{該当ユーザンス}) \text{の合計}] \div [\text{個々の輸出契約等に係る取引額の合計}] = \text{平均ユーザンス (30日単位で切り上げ)}$$

ただし、平均ユーザンスの算出の基礎となる「個々の輸出契約等に係る取引額」には、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書附帯別表第3に該当する輸出契約等に係る取引の額は含まない。

(新)

6 設定希望支払限度額の欄は、バイヤーがEE格、EA格及びSA格に格付されている場合並びにEM格及びEF格に格付されている場合であって支払限度額を設定するときは、必ず記載してください。

7 子会社等の別の欄には、バイヤーが、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第3条第4項の規定により信用危険をてん補しないものとされる次のいずれかに該当するときは、それぞれ該当する番号を記載してください。

- ① 被保険者の本店又は支店
- ② 特定の資本関係にある海外商社
- ③ 特定の人的関係にある海外商社
- ④ その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社

8 この書類はA4規格で作成してください。

(旧)

8 正味ユーザンスの欄には、貿易一般保険運用規程第60条第2項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕(注)2. に定める方法により算出した正味ユーザンスを記載してください。なお、特約の更新時には、独立行政法人日本貿易保険が算出した正味ユーザンスを記入してください。

(注) 特約書締結時及び特約期間中において一のバイヤーに支払限度額を設定しようとするときは、輸出実績額、平均ユーザンス及び正味ユーザンスの確認のため、特約書締結予定日(特約期間中にあつてはこの書類の提出日)の17月前から1年間の当該支払限度額を設定しようとするバイヤーとの取引に係る決済状況の記録の提出が必要となります。ただし、当該決済状況の記録を提出しないときは、輸出実績額は無いものとみなします。

9 設定希望支払限度額の欄は、バイヤーがEE格、EA格及びSA格に格付されている場合並びにEM格及びEF格に格付されている場合であって貿易一般保険運用規程第60条第2項各号に定める輸出実績額がある場合(ただし、当該輸出実績額が、特約書附帯別表第1において定める金額未満の場合は除く。)は、必ず記載してください。

10 子会社等の別の欄には、バイヤーが、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第3条第4項の規定により信用危険をてん補しないものとされる次のいずれかに該当するときは、それぞれ該当する番号を記載してください。

- ① 被保険者の本店又は支店
- ② 特定の資本関係にある海外商社
- ③ 特定の人的関係にある海外商社
- ④ その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社

11 この書類はA4規格で作成してください。

